

令和 5 年 7 月 吉日

各 位

たきかわ農業協同組合  
代表理事組合長 山岸 穰

## (農林水産省事業)肥料価格高騰対策事業のご案内について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、農林水産省が実施する「肥料価格高騰対策事業」についてご案内を致します。

※各肥料取扱商社、JAなどで取り纏めをする申請方法がございます。

### 記

- 目的 化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の方へ肥料費を支援します。
- 支援内容 化学肥料低減の取組を行った上で前年から増加した肥料費について、統計データを基に決定した支援金を交付します。
- 支援対象 令和4年6月1日～令和5年5月31日までの間に購入した肥料(対象外の肥料もあります)

#### <JAで取りまとめでの申請を希望される方へ>

- ① 下記日程の通りJAへ受付申請窓口を設けますので、来組し申請手続き願います。
- ② JAで購入された肥料については、各書類を準備しておきますが、受付時に申請内容等の確認がございます。(印鑑をお持ちください)
- ③ 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むことが必要となります。(別紙)
- ④ 支援金の振込先を、クミカン口座以外で希望の方は、「預金通帳(写)表裏」を提出下さい。

#### <JA以外の商社での購入した申請必要書類>

- ① 商社から購入した肥料の購買伝票等の写し  
<日付、購入者名、販売事業者名、肥料名、規格(kg)、数量、単価、金額が記載>  
対象の肥料の銘柄に関しては、各商社に確認下さい。  
※商社等から直接購入している方は、各商社での申請をすることも可能です。

令和5年7月吉日

組合員 各位

たきかわ農業協同組合  
営農部 農業経営課

(農林水産省事業)肥料価格高騰対策事業の申請受付について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別紙で御案内の通り、当組合での受付を下記の日程で行います。時節柄何かとご多忙のことと存じますが、各会場へお越し頂きますようお願いいたします。

また、期日を過ぎた場合は申請受付が出来ませんのでご容赦願います。

記

1、受付会場・日時

会場	受付時間			8月1日(火)	8月2日(水)	8月3日(木)
営農センター 1F 会議室	午前の部	9:00~12:00	11:30入室迄	滝川地区	江部乙地区	予備日
	午後の部	13:00~16:00	15:30入室迄			

会場	受付時間			8月7日(月)	8月8日(火)
赤平支店 1F 会議室	午前の部	9:00~12:00	11:30入室迄	赤平全地区	赤平全地区
	午後の部	13:00~16:00	15:30入室迄		

会場	受付時間			8月1日(火)	8月2日(水)	8月3日(木)
芦別支店 2F 大会議室	午前の部	9:00~12:00	11:30入室迄	常磐・福住・黄金 豊岡・新城地区	川岸・青木沢 野花南地区	本町・旭地区 上芦別地区
	午後の部	13:00~16:00	15:30入室迄			予備 (全地区)

2、その他

営農センター・赤平支店の受付日に手続きが困難な場合は、8月10日(木)を提出期限とします。

芦別支店の受付日に手続きが困難な場合は、8月8日(火)を提出期限とします。

3、お知らせ

「肥料高騰対策事業」については令和5年11月頃、支援金交付予定となっております。

以上

【お問い合わせ先】

J A たきかわ営農部 営農センター 0125-23-2400  
赤平支店 0125-32-2007  
芦別支店 0124-23-1111



# 農業者の皆様に記入いただくもの



## 化学肥料低減計画書

### 作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに〇を記入してください。

- 2つ以上に〇が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

間

1. 実施する(してきた)取組メニューに「〇」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。  
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。